

## 2 住民税がかからない方

### (1) 所得割も均等割もかからない方（非課税の方）

次の①～③のいずれかに当てはまる方は、住民税（所得割と均等割）が課税されません。

- ①その年の1月1日現在で、生活保護法による生活扶助を受けている方
- ②障害者、未成年者、寡婦、又はひとり親で前年中の合計所得金額※<sub>1</sub>が135万円以下の方  
〔例〕収入が給与収入のみの方の場合、給与収入204万4千円未満の方になります。
- ③前の年の合計所得金額※<sub>1</sub>が次の項目の金額以下の方
  - ・扶養親族等※<sub>2</sub>のいない方…45万円
  - ・扶養親族等※<sub>2</sub>のいる方……35万円×(1+扶養親族等の数) + 10万円+21万円

### (2) 所得割がかからない方

前の年の総所得金額等※<sub>1</sub>が次の項目の金額以下の方

- ・扶養親族等※<sub>2</sub>のいない方…45万円
- ・扶養親族等※<sub>2</sub>のいる方……35万円×(1+扶養親族等の数) + 10万円+32万円

※<sub>1</sub>．合計所得金額、総所得金額等については、21頁参照

※<sub>2</sub>．扶養親族等とは、納税者と生計を一にする、合計所得金額が48万円以下の配偶者（内縁や未届の場合を除く）や親族をいいます。

### 税金のかからない給与収入の限度額

パートやアルバイトをして得た給与収入は、1年間の合計が100万円までの場合は住民税がかからず、103万円までの場合は所得税がかかりません。（ただし、保険外交員などの報酬は、給与収入ではないため、この表は当てはまりません。）

パート収入など（年収）	本人に税金がかかるかどうか	
	住民税	所得税
100万円以下	かからない	かからない
100万円超～103万円以下	かかる	かからない
103万円超	かかる	かかる

## 3 住民税がかからない所得（非課税所得）

住民税がかからない所得には、次のようなものがあります。

このような所得を非課税所得といいます。

- ・障害年金
- ・遺族が受ける恩給や年金
- ・雇用保険の失業給付金
- ・生活保護のための給付
- ・通勤手当(月額15万円まで)
- ・相続、贈与などによって得た資産  
(相続税や贈与税の対象になります。)
- ・児童手当、児童扶養手当
- ・宝くじなどの当せん金品  
(クイズの賞金や懸賞金などは課税対象となります。)
- ・健康保険の保険給付金
- ・育児休業手当金 など